

第2章 計画の考え方

第2章 計画の考え方

I. 計画の構成

① 基本理念

第4次男女共同参画基本計画では、「多様な主体が活躍できる伊賀市の男女共同参画社会の実現」を基本理念として掲げ、性別に関わりなく誰もがいきいきと活躍できる社会をめざし、様々な施策を行いました。その結果、社会通念における意識などは徐々に改善されてきましたが、市民意識調査からは依然としてジェンダーギャップ（性別による固定的な役割分担や偏見）が根強く残っていることが明らかになりました。また、これまでの取組の目的や成果が十分に伝わらず、地域社会において男女共同参画が進んでいるという実感が少ないという課題も浮き彫りとなりました。

これらの状況を踏まえ、第5次計画では、第4次計画の理念を継承しつつ、ジェンダーギャップの根本的な解消に重点を置き、誰もが共感できる基本理念を掲げます。また、性別にとらわれることなく、一人ひとりが自らの個性や能力を最大限に発揮し、心身ともに満たされる未来を築くことや、すべての人が安心して暮らし、自分らしい生き方を選択できるよう様々な施策を展開します。

以上のことから、ジェンダーギャップを解消し、すべての市民が「多様な幸せ（ウェルビーイング）」を実感できる社会の実現に向けて、以下のとおり基本理念を定めます。

基本理念 「誰もが自分らしく生きる ジェンダー平等 伊賀の未来へ」

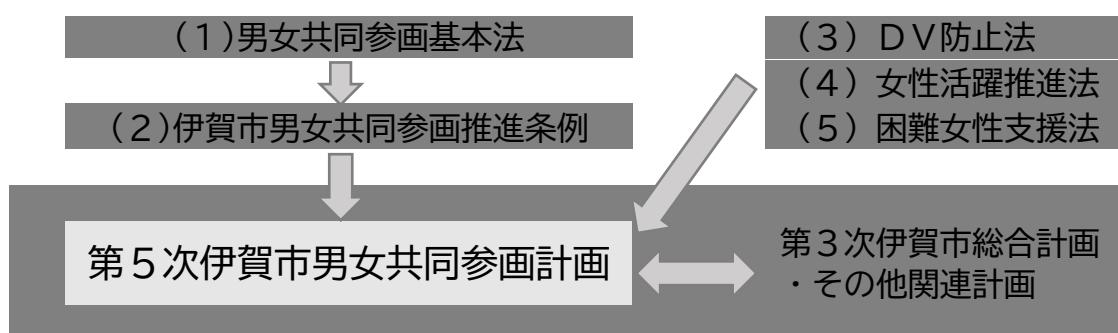
II. 計画の概要

① 計画の位置づけ

本計画は、次の法令で定める基本計画及び市町村計画に位置づけます。

- (1) 「男女共同参画社会基本法」第14条第3項において策定が努力義務とされている市町村男女共同参画基本計画。
 - (2) 「伊賀市男女共同参画推進条例」第8条に定める、男女共同参画の促進に関する基本的計画。
 - (3) 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」(以降「DV防止法」)第2条の3第3項において策定が努力義務とされている、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本計画。
 - (4) 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以降「女性活躍推進法」)第6条第2項において策定が努力義務とされている、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画。
 - (5) 「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」(以降「困難女性支援法」)第8条第3項において策定が努力義務とされている、困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本計画。

また、男女共同参画関連法令や、上位計画である「第3次伊賀市総合計画」、その他関連計画の考え方や方向性との整合性を図ります。



② 計画の期間

本計画の推進期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。

また、国の「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年度～）や県の「第3次三重県男女共同参画基本計画第2期実施計画」（令和8年度～）との整合を図るとともに、推進期間内でも、施策の検証・市民意識の変化・社会情勢等に応じて弾力的に見直します。



III. 計画の体系

ジェンダー平等の社会を実現するための施策を体系的に推進する必要があることから、この計画は『「基本理念」－3つの「基本目標」－9つの「基本施策」』を柱に構成します。

① 基本目標

「第4次基本計画」の基本目標を、男女共同参画社会の実現に向け、ジェンダー平等の視点で見直し、以下の3つの基本目標で構成することとします。

I. ジェンダー平等に向けての意識づくりと教育の推進

II. あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

III. 個人の尊厳が守られ安心して暮らせる社会の実現

② 基本目標の内容

I. ジェンダー平等実現に向けての意識づくりと教育の推進

すべての人が安心して暮らし、自分らしい生き方ができるジェンダー平等社会の実現にむけ、市民と共に考え、固定的役割分担意識をはじめとするジェンダーギャップの解消を図ります。

また、保育・学校教育の場においては、教育プログラムによるジェンダー平等意識を育むとともに、生涯にわたり継続的に学び合える場を作ることで、すべての年代で意識を高めジェンダー平等の社会を実現します。

・基本施策

① ジェンダー平等実現への意識づくり

② 保育・学校教育・生涯学習でのジェンダー平等の推進

II. あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

社会のさまざまな分野において、いまだジェンダーギャップが多く残る現状を改善するため、政治・経済・社会などの分野における政策・方針決定の場へ、女性が参画しやすい環境を整えていきます。

また、職場や地域社会、家庭内など暮らしの中のあらゆる場面でのジェンダーギャップを解消するため、雇用環境での機会均等や幅広い業種での女性活躍推進、地域活動の場での多様な人々の参画、ワークライフバランス促進による家庭内での役割分担の見直しなど、主体的な活動の促進や暮らしやすい環境づくりに向けて、それぞれの分野において様々な取組を行います。

・基本施策

③ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

④ 働く場でのジェンダー平等の推進

⑤ 地域社会でのジェンダー平等の推進

⑥ 家庭生活でのジェンダー平等の推進

III. 個人の尊厳が守られ、安心して暮らせる社会の実現

個人の尊厳が守られ、すべての人が自分らしく安心して暮らせる社会の実現に向け、暴力やハラスメントの根絶、人生のあらゆるステージでの心身の健康づくり、さまざまな困難な問題を抱える人への支援など、市民のニーズに応じたきめ細やかな支援に取り組むことで、すべての人がウェルビーイングを実現できる社会をめざします。

・基本施策

⑦ あらゆる暴力の根絶

⑧ 生涯を通じた心身の健康づくり

⑨ さまざまな困難な問題への支援

③ 目標指標と各事業の進捗管理について

第5次男女共同参画基本計画においては、基本目標全体の進捗状況を測ることができる指標と計画最終年度の達成目標を設けます。また、各事業の進捗管理においては、事業毎に各担当課が目標を定め、年度ごとに評価することとします。

目標指標	目標数値(現状値)
基本目標I ジェンダー平等実現に向けての意識づくりと教育の推進	
「男は仕事、女は家庭・育児・介護」という考え方に対する否定的な考え方の市民の割合	80% (72.6%)
家庭内で、「男女の地位が平等になっている」と思う市民の割合	50% (38.1%)
職場内で、「男女の地位が平等になっている」と思う市民の割合	40% (29.9%)
自治会・住民自治協議会などの地域活動の場で、「男女の地位が平等になっている」と思う市民の割合	30% (23.5%)
基本目標II あらゆる分野でのジェンダー平等の推進	
市の審議会等への女性登用率	40% (29.2%)
市内の事業所の係長級以上の管理職のうち女性の占める割合	25% (18.5%)
住民自治協議会運営委員の女性の参画率	30% (18.0%)
基本目標III 個人の尊厳が守られ、安心して暮らせる社会の実現	
DV等の被害を受けた際の相談先について、「相談窓口として知っているところは無い」市民の割合	5%以下 (10.6%)
心とからだの健康のため必要だと思う取組の内、「性の多様性に対する理解を進める啓発、情報提供の推進」を選択する市民の割合	20% (14.4%)
乳がん、子宮がんの検診の受診率	乳がん 16% (13.8%) 子宮がん 13% (10.2%)

[体系図] 未来へつなぐ ジェンダー平等△伊賀プラン

～第5次伊賀市男女共同参画基本計画～

基本
理念

誰もが自分らしく生きる ジェンダー平等 伊賀の未来へ

基本目標Ⅰ ジェンダー平等実現に向けての意識づくりと教育の推進

基本施策① ジェンダー平等への意識づくり

1. ジェンダー平等の意義や目的のさらなる共有
2. 地域の慣習や社会通念の見直し
3. 多様性を尊重する広報・啓発

基本施策② 保育・学校教育・生涯学習でのジェンダー平等の推進

4. 健やかな成長のためのジェンダー視点に立った教育実践
5. 保育所（園）・幼稚園・こども園・学校生活を通したジェンダー平等の推進
6. 多様性を尊重する社会をはぐくむ市民の学習機会提供
7. 多様な性の理解促進のための情報の提供

基本目標Ⅱ あらゆる分野でのジェンダー平等の推進

基本施策③ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大

8. 政策・方針決定の場への女性の参画拡大
9. 市における女性登用の推進

基本施策④ 働く場でのジェンダー平等の推進

10. 働く場での男女の平等な機会と待遇の確保
11. 農林業・自営業などでの女性活躍の促進
12. 女性の就職支援
13. 行政・企業における多様な働き方の推進

基本施策⑤ 地域社会でのジェンダー平等の推進

14. 社会・地域活動でのジェンダー平等の意識づくり
15. 女性のエンパワーメント
16. ジェンダー平等を進める担い手の支援

基本施策⑥ 家庭生活でのジェンダー平等の推進

17. ライフィベントにおける公平な役割分担の推進
18. 男性の家庭生活参画推進
19. ワークライフバランス実現のための子育て・介護支援の充実

基本目標Ⅲ 個人の尊厳が守られ、安心して暮らせる社会の実現

基本施策⑦ あらゆる暴力の根絶

20. 暴力を許さない社会への意識啓発
21. DV（ドメスティック・バイオレンス）被害者に対する相談の充実と支援
22. ハラスメント防止の取組

基本施策⑧ 生涯を通じた心身の健康づくり

23. リプロダクティブ・ヘルス/ライツの啓発
24. 性の多様性に対する理解を進める取組、情報提供の推進
25. 男女の性差に応じた医療・相談の充実
26. 思春期・更年期の健康支援、母子保健の充実

基本施策⑨ さまざまな困難な問題への支援

27. さまざまな困難をかかえる人々への対応
28. 困難な問題をかかえる女性への相談・支援の充実
29. 地域防災への女性参画の拡大